

# 公益社団法人京都府介護支援専門員会 会費規約

## (目的)

第1条 本規約は公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という）定款第7条の規定に基づき会員が当法人に納付する入会金及び会費の額を定めることを目的とする。

## (入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納付しなければならない。

入会金 3, 000円

## (入会金の納付)

第3条 入会金は、当法人から入会承認の通知を受けた日から10日以内に納付しなければならない。

## (会費)

第4条 会員は、毎事業年度の会費として次の年会費を納付しなければならない。ただし、定款第5条に定める正会員で、介護支援専門員実務研修受講試験の合格者が、合格通知日より翌年度内に入会する場合に限り、当該年度の会費を免除することができる。

(1) 正会員及び準会員 1名当たり(年額) 4, 000円

(2) 賛助会員 個人 (年額) 4, 000円

団体 (年額) 1030, 000円

## (会費の納付)

第5条 会員は、毎前事業年度、3月15日までに、第6条における途中入会を除き会費年額の全額を納付しなければならない。

## (途中入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の1月～3月に入会を希望する場合は、会費を1, 000円とする。

入会金は、3, 000円とし、事業年度途中からの入会とし、正会員とする。

2. 前項の会費の納付は、当法人から入会承認の通知を受けた日から10日以内とする。

## (退会者の会費及び入会金)

第7条 既納の入会金・会費はいかなる理由があっても返金しないものとする。

## (再入会の会費及び入会金)

第8条 再入会に際しては、所定の入会金・会費を改めて納付しなければならない。

## (改正)

第9条 この規約の改正は、社員総会の決議を経て行なう。

(補則)

第10条 この規約の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

本規約は、平成12年11月23日から施行する。

平成18年 6月10日一部改正

平成22年 4月 1日一部改正

平成24年12月 1日一部改正

平成26年 2月17日一部改正

平成29年 6月17日一部改正